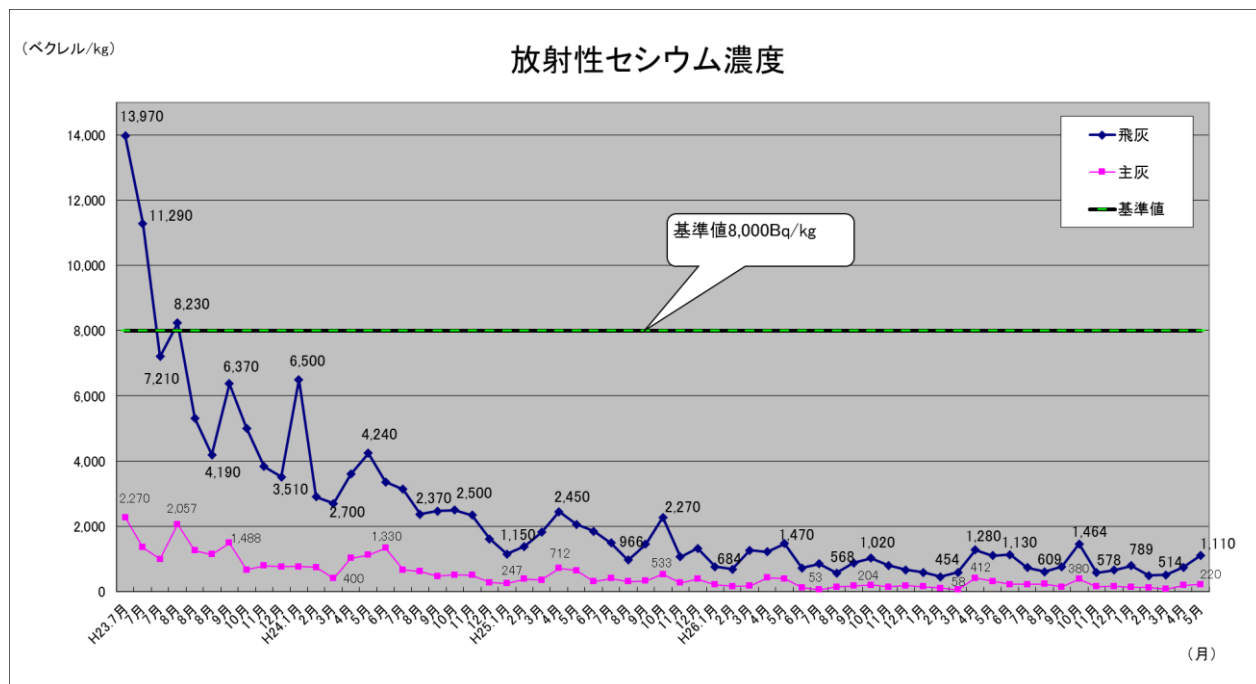


伊西クリーンセンター放射性物質に関する報告

1 放射性物質の測定結果

放射性物質汚染対処特別措置法に基づき月1回測定しています。

- 焼却灰（主灰・飛灰）の放射性セシウム濃度の測定結果（セシウム134と137の合計値）



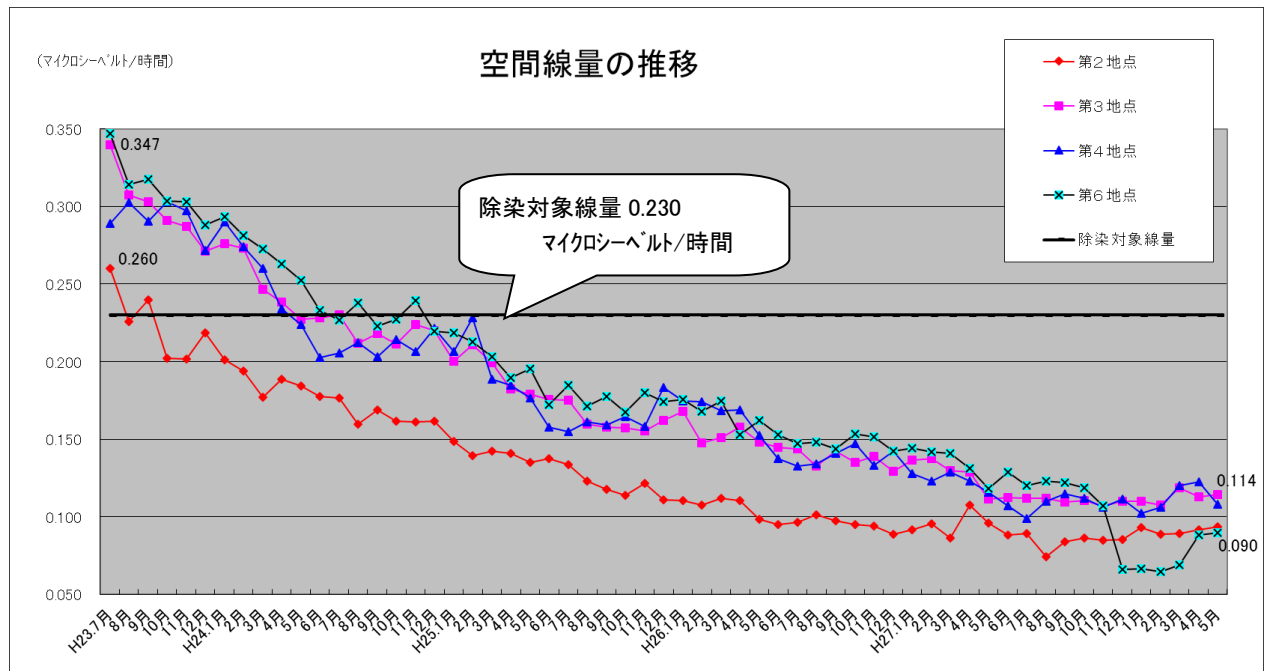
- 排ガス中の放射性セシウム濃度の測定結果（セシウム134と137の合計値）

測定月	炉別	測定容器	分析の結果	検出下限値
平成28年5月	1号炉	ろ紙部	不検出	2 (134又は137)
		ドレン部	同上	同上
	2号炉	ろ紙部	同上	同上
		ドレン部	同上	同上
平成28年4月	1号炉	ろ紙部	同上	同上
		ドレン部	同上	同上
	2号炉	ろ紙部	同上	同上
		ドレン部	同上	同上
平成28年3月	1号炉	ろ紙部	同上	同上
		ドレン部	同上	同上
平成28年2月	1号炉	ろ紙部	同上	同上
		ドレン部	同上	同上

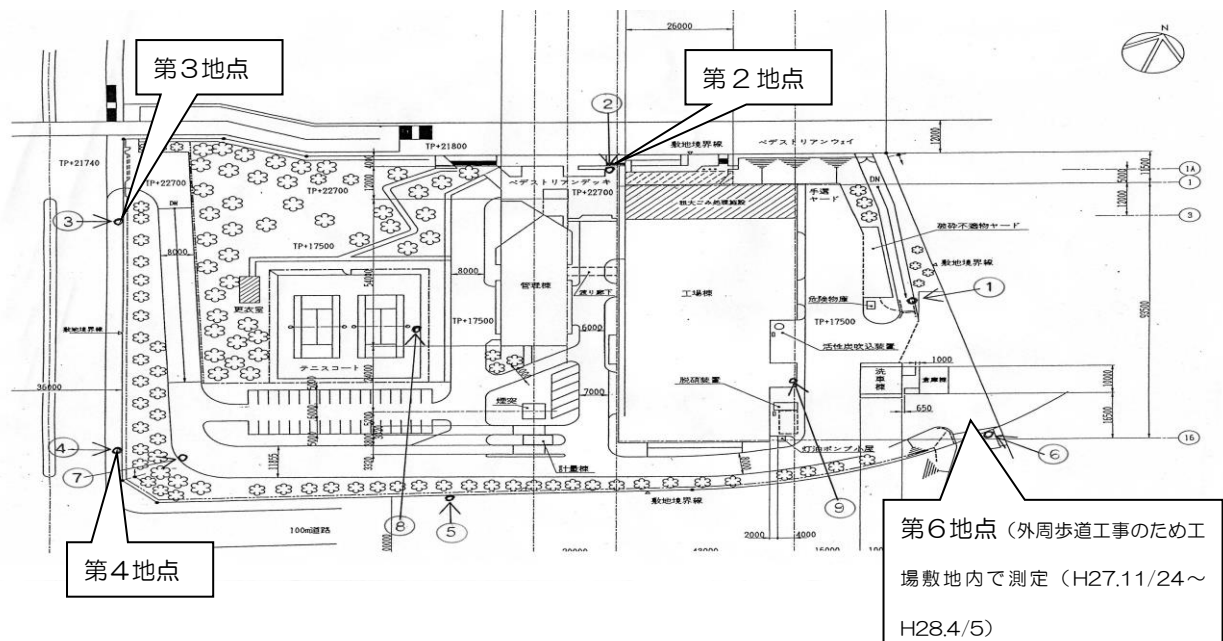
2 空間線量の推移

印西クリーンセンター敷地内及び敷地境界の9地点で週1回測定しています。

- 敷地境界4地点の空間線量月平均値（地上高 100cm）



(測定位置図)



3 焼却灰（主灰・飛灰）の処理状況

放射性物質の測定結果により、基準値（8,000Bq/kg）以下を確認し、民間処理業者へ搬出・資源化（飛灰は全量）と印西地区一般廃棄物最終処分場へ埋立処分しています。

基準値を超えた飛灰（平成23年7月、8月発生の指定廃棄物）は130tあり、ドラム缶（252缶）・フレコンバッグ（120袋）に入れて一時保管しています。この指定廃棄物

は国が処分するものです。

（平成27年度）

区 分	搬 出 先	計画処理量	処 理 量
主 灰 （燃えがら）	印西地区一般廃棄物最終処分場で埋立処分	2,023 t	1,595 t
飛 灰 （ばいじん）	印西クリーンセンターで一 時保管	—	基準値超（指定廃棄物）：約130 t
主灰と飛灰 の混合灰	民間処理業者へ搬出・資源化 （ツネイシカムテックス埼玉 株）：埼玉県） ※主灰対飛灰＝6対4	4,729 t （主灰2,838 t、 飛灰1,891 t）	3,919 t （主灰2,351 t、 飛灰1,568 t）
		<ul style="list-style-type: none"> ・2月 287 t（主灰172 t、飛灰115 t） ・3月 347 t（主灰208 t、飛灰139 t） 	

（平成28年度：5月末現在）

区 分	搬 出 先	計画処理量	処 理 量
主 灰 （燃えがら）	印西地区一般廃棄物最終処分場で埋立処分	1,886 t	335 t
飛 灰 （ばいじん）	印西クリーンセンターで一 時保管	—	基準値超（指定廃棄物）：約130 t
主灰と飛灰 の混合灰	民間処理業者へ搬出・資源化 （ツネイシカムテックス埼玉 株）：埼玉県） ※主灰対飛灰＝6対4	4,396 t （主灰2,638 t、 飛灰1,758 t）	607 t （主灰364 t、 飛灰243 t）
		<ul style="list-style-type: none"> ・4月 308 t（主灰185 t、飛灰123 t） ・5月 299 t（主灰179 t、飛灰120 t） 	

白煙防止装置の運用停止の継続について

印西クリーンセンターでは、ごみの焼却から発生する熱を、発電、温水センター、地域冷暖房に有効活用していますが、場内で利用している蒸気の中には、煙突から発生する白煙をできるだけ見えなくするために再度加熱する装置（「白煙防止装置」と呼んでいます）にも利用していました。

煙突からの発生する白煙は、焼却炉内及び排ガス処理装置で利用する水分が水蒸気となり、煙突出口部分が冷やされる寒い冬に、白く見える現象ですが、煙のような見え方であるため、この発生を抑制するため「白煙防止装置」があります。

しかし、地球温暖化対策及びエネルギー有効利用の面から印西クリーンセンターでは、「白煙防止装置」で利用している蒸気を発電や地域冷暖房に利用することを目的として、約4年間「白煙防止装置」の運用を停止してまいりました。

「白煙防止装置」を停止した場合の蒸気の節約量は、過去の運転時データと比較して毎年約6,000トンから7,000トンの蒸気を節約（CO2換算約850トンから1,000トン）し、発電や熱供給に有効活用しています。

これらのことから、平成28年7月から平成33年6月までの5年間「白煙防止装置」の運用停止を了承して頂きたく環境委員会に諮ります。

なお、自治会側又は組合側から申し出がない場合は自動的に「白煙防止装置」の運用停止を自動的に次の5年間も更新してよろしいか併せて諮ります。

次期中間処理施設整備事業の概略経緯

年度	No.	経緯
平成25・26年度	1	<p>候補地の比較検討</p> <p>次期中間処理施設整備事業用地検討委員会を設置</p> <p>目的：次期中間処理施設の整備に適した用地条件、用地の募集方法、用地の比較評価等について調査審議を行う。</p> <p>構成：学識4人以内、公募住民委員 印西市5人以内、白井市3人以内、栄町2人以内、環境委員会住民側委員1人 計15人以内</p> <p>期間：平成25年4月21日～平成26年9月30日 全17回会議、現地調査2回、周辺住民意見交換会（5候補地14町内会）等</p> <p>答申：組合関係市町（印西市・白井市・栄町）を対象として、事業用地を広く公募し、最終応募地4箇所を現在地を加えた5箇所を対象として第1次～第3次審査により多面的且つ総合的に比較評価を行い、「吉田地区」が総合順位で1位と評価（26.9.30）</p>
	2	<p>建設候補地の選定</p> <p>組管理者・副管理者における建設候補地選定会議を実施</p> <p>目的：用地検討委員会の最終答申を参考に、建設候補地を選定する。</p> <p>構成：印西市長・白井市長・栄町長</p> <p>期間：平成26年11月 現地確認及び会議（26.11.28）</p> <p>結果：「吉田地区」を次期中間処理施設整備事業の建設候補地として選定</p>
	3	<p>基本協定の締結</p> <p>建設候補地「吉田地区」の地元町内会である「吉田区」と「次期中間処理施設整備事業の施行に関する基本協定書」を締結（27.3.3）</p> <p>※「吉田地区」を建設候補地として決定したことの確認及び両者の役割等を定めている。</p> <p>※両者は、委員会の答申を踏まえ、協議のうえ両者が合意する「施設整備基本計画」と「地域振興策」を決定する。（基本協定書条文要約）</p>
平成27年度	4	<p>施設整備基本計画（案）の検討</p> <p>次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画検討委員会を設置</p> <p>目的：「吉田地区」を建設候補地として、整備する熱回収施設とリサイクルセンターの基本的事項（施設規模の検証含む）の検討、事業方式の検討、整備スケジュールの検討に関し、調査審議を行う。</p> <p>構成：学識3人以内、公募住民委員 印西市1人、白井市1人、栄町1人、建設候補地周辺住民委員3人以内 計9人以内</p> <p>期間：平成27年5月24日～平成28年3月30日 全10回会議、現地調査、先進地視察、周辺住民意見交換会2回等</p> <p>答申：「次期中間処理施設整備事業 施設整備基本計画（案）」として、整理し提出（28.3.30）</p>
	5	<p>地域振興策基本構想（案）の検討</p> <p>次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会を設置</p> <p>目的：次期中間処理施設を中心として、展開する吉田地区周辺地域における地域特性及び潜在的需要に応じた排熱利用策、生活利便性向上策、雇用創出策及び集客策等の地域活性化へ寄与する地域振興策の抽出と基本構想の検討及び評価に関し、調査審議を行う。</p> <p>構成：学識3人以内、公募住民委員 印西市1人、白井市1人、栄町1人、建設候補地周辺住民委員3人以内 計9人以内</p> <p>期間：平成27年5月24日～平成28年3月30日 全10回会議、現地調査、先進地視察、周辺住民意見交換会2回等</p> <p>答申：「次期中間処理施設整備事業 地域振興策基本構想（案）」として、整理し提出（28.3.30）</p>
平成28年度	6	<p>吉田区内部の協議調整等</p> <p>吉田区CC検討委員会の設置（基本協定締結後） 両委員会の吉田区住民委員からの会議報告等を中心に検討（平成27年度）</p> <p>両委員会の答申を踏まえ、合意形成に向けた協議に入る。（平成28年度）</p> <p>吉田区CC検討委員会において協議 ⇒ 吉田区区会において、最終決定</p>
	7	<p>整備協定の締結</p> <p>両委員会から答申された「施設整備基本計画書」及び「地域振興策基本構想」については、「吉田区」と「組合」で協議のうえ、合意をもって最終決定する。</p> <p>協議が整い次第、事業の正式合意である「整備協定」を「吉田区」と締結し、事業に着手する。</p> <p>【施設整備基本計画】施設整備の造成（切下げの程度）、煙突の高さ、アクセス道路のルート、環境測定（項目・場所・回数）等</p> <p>【地域振興策基本構想】地域振興策を展開する場所、振興策内容、規模、事業スキーム、事業費等</p>
	8	<p>事業の着手</p> <p>施設整備基本計画で、次期中間処理施設の稼働開始目標年度を平成40年度としている。</p> <p>整備協定の締結をもって、正式合意と考えており、整備協定書締結後は用地取得、測量業務等に取り掛かる。</p>

平成28年度印西クリーンセンター周辺臭気に関するモニタリング

1 目的

印西クリーンセンター周辺臭気の現状把握を目的にモニタリングを行う。

2 モニタリングの期間

平成28年7月1日から平成29年6月30日まで

3 モニタリングの場所(確認地点)

印西クリーンセンター周辺の環境委員会の範囲(屋外)

北側地区	・ネオックス自治会(小倉台2-2-1)西約900m地点
南側地区	・内野東団地自治会(内野1-8-5)南東約1000m地点 ・内野西団地自治会(内野2-1-5)南東約650m地点 ・内野南第二団地町内会(内野2-6-15)南南東約1000m地点 ・内野南第二団地町内会(内野2-6-17)南南東約1050m地点 ・高花四丁目町内会(高花4-3-10)東南東約2000m地点

4 モニタリングの協力者(確認者)

平成28年度印西クリーンセンター住民側環境委員の中から協力を得られた方、又は自治会等の中から推薦のあった方

5 モニタリングの方法及び頻度

- ① 確認地点(屋外)で確認者が1週間に1回の頻度で嗅覚により印西クリーンセンターが要因と思われる「臭い」を確認し、別紙「月別記録用紙」に記録する。
- ② ①とは別に、確認地点(屋外)で印西クリーンセンターが要因と思われる「臭い」が有るときは、別紙「月別記録用紙」に記録する。

6 その他

① 臭いに関する問合せ先

電話：0476-46-2732

FAX：0476-47-1765

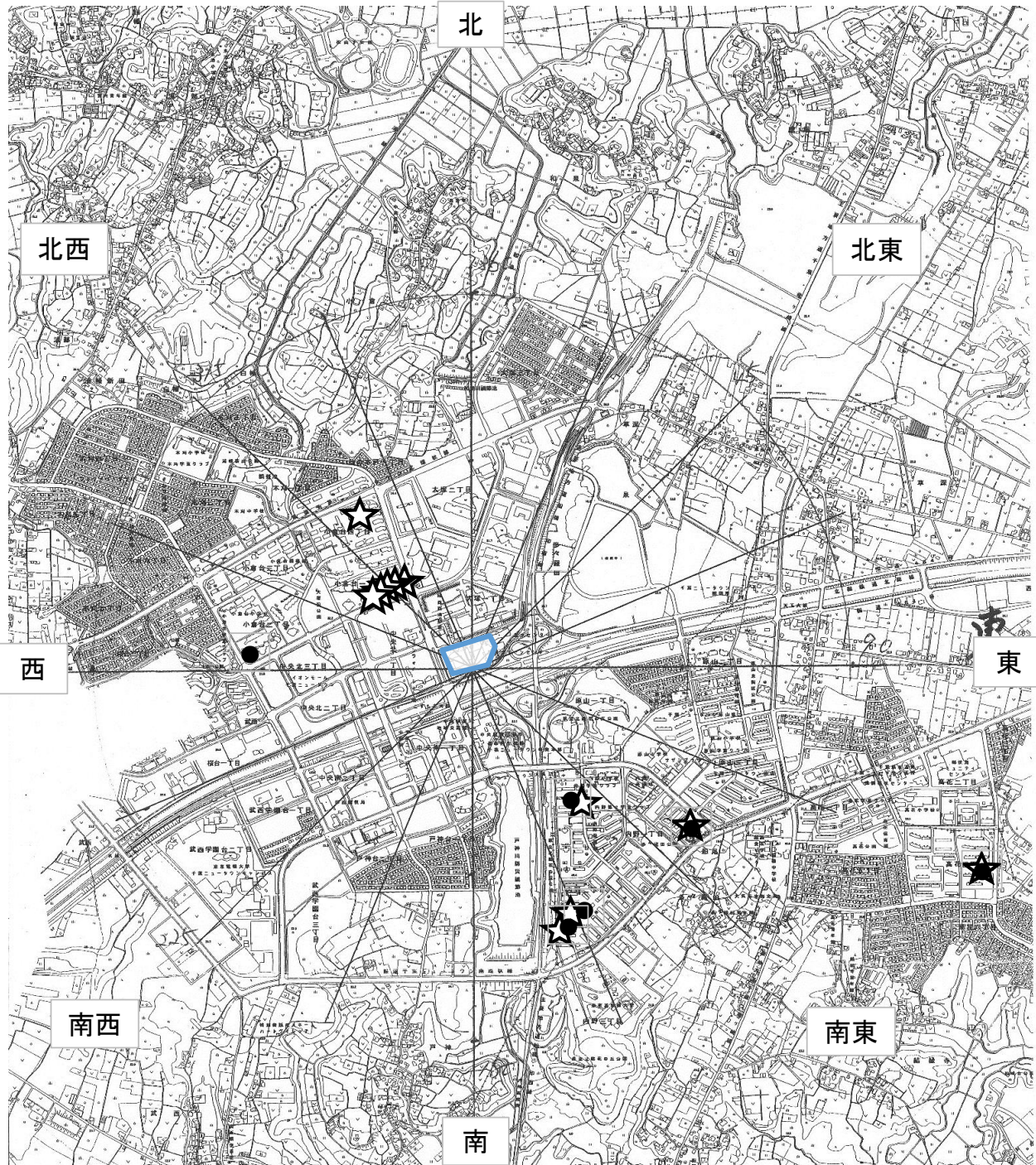
メール：gyoumu@inkan-jk.or.jp

- ② 月別記録用紙に記録を終えたら、翌月10日までに返信用封筒にて投函してください。

- ③ 集計データは、環境委員会へ報告・公表します。

臭気モニタリング地点

●は推薦のあった地点 ☆は過年度実施地点



別紙「月別記録用紙」(表)

印西クリーンセンター周辺臭気に関するモニタリング記録(平成 年 月)

・確認地点(屋外): 印西市〇〇〇〇 ・確認者: 〇〇〇〇 ・確認頻度: 1回/週。左記(1回/週)とは別に「臭い」が有るときは記録してください。 (臭いに関する問合せ先) 印西クリーンセンター 電話: 0476-46-2732、FAX: 0476-47-1765、メール: gyomu@inkan-jk.or.jp											
条件確認	確認日(曜日)	平成 年 月									
		1週目	2週目	3週目	4週目	5週目	左記とは別に、確認地点で「臭い」が有るときの記録(裏面に続く)				
		日()	日()	日()	日()	日()	日()	日()	日()	日()	日()
	時間	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分
	天気	晴・曇・雨	晴・曇・雨	晴・曇・雨	晴・曇・雨	晴・曇・雨	晴・曇・雨	晴・曇・雨	晴・曇・雨	晴・曇・雨	晴・曇・雨
	温度(℃)										
	湿度(%)										
	風向										
	風速(m/s)										
	焼却炉の運転状況										
ごみの搬入出状況											
印西クリーンセンターが要因と思われる「臭い」は有りますか?	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有	有	有	有	有	
「有」のとき、どのような臭いですか?	・生ごみの様な臭い ・焦げた様な臭い ・塩素の様なつんとした臭い ・香料の様な臭い ・その他 []	・生ごみの様な臭い ・焦げた様な臭い ・塩素の様なつんとした臭い ・香料の様な臭い ・その他 []	・生ごみの様な臭い ・焦げた様な臭い ・塩素の様なつんとした臭い ・香料の様な臭い ・その他 []	・生ごみの様な臭い ・焦げた様な臭い ・塩素の様なつんとした臭い ・香料の様な臭い ・その他 []	・生ごみの様な臭い ・焦げた様な臭い ・塩素の様なつんとした臭い ・香料の様な臭い ・その他 []	・生ごみの様な臭い ・焦げた様な臭い ・塩素の様なつんとした臭い ・香料の様な臭い ・その他 []	・生ごみの様な臭い ・焦げた様な臭い ・塩素の様なつんとした臭い ・香料の様な臭い ・その他 []	・生ごみの様な臭い ・焦げた様な臭い ・塩素の様なつんとした臭い ・香料の様な臭い ・その他 []	・生ごみの様な臭い ・焦げた様な臭い ・塩素の様なつんとした臭い ・香料の様な臭い ・その他 []	・生ごみの様な臭い ・焦げた様な臭い ・塩素の様なつんとした臭い ・香料の様な臭い ・その他 []	
「有」のとき、その程度は?	・強く臭う ・臭う ・少し臭う	・強く臭う ・臭う ・少し臭う	・強く臭う ・臭う ・少し臭う	・強く臭う ・臭う ・少し臭う	・強く臭う ・臭う ・少し臭う	・強く臭う ・臭う ・少し臭う	・強く臭う ・臭う ・少し臭う	・強く臭う ・臭う ・少し臭う	・強く臭う ・臭う ・少し臭う	・強く臭う ・臭う ・少し臭う	・強く臭う ・臭う ・少し臭う

※1 条件確認の「温度」、「湿度」、「風向」、「風速」、「焼却炉の運転状況」及び「ごみの搬入出状況」(色枠)は、印西クリーンセンターで確認し記録します。
 ※2 記録を終えたら、翌月10日までに返信用封筒にて投函してください。

印西クリーンセンター周辺臭気に関するモニタリング記録(平成 年 月)

(臭いに関する問合せ先) 印西クリーンセンター 電話:0476-46-2732、FAX:0476-47-1765、メール:gyoumu@inkan-jk.or.jp

条件確認	確認日 (曜日)	平成 年 月									
		1回/週のモニタリングとは別に、確認地点で「臭い」が有るときの記録									
	日()	日()	日()	日()	日()	日()	日()	日()	日()	日()	
	時間	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分
	天気	晴・曇・雨	晴・曇・雨	晴・曇・雨	晴・曇・雨	晴・曇・雨	晴・曇・雨	晴・曇・雨	晴・曇・雨	晴・曇・雨	晴・曇・雨
	温度(℃)										
	湿度(%)										
	風向										
	風速(m/s)										
	焼却炉の運転状況										
	ごみの搬入出状況										
	印西クリーンセンターが要因と思われる「臭い」は有りますか?	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有
	「有」のとき、どのような臭いですか?	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみの様な臭い 焦げた様な臭い 塩素の様なつんとした臭い 香料の様な臭い その他 	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみの様な臭い 焦げた様な臭い 塩素の様なつんとした臭い 香料の様な臭い その他 	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみの様な臭い 焦げた様な臭い 塩素の様なつんとした臭い 香料の様な臭い その他 	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみの様な臭い 焦げた様な臭い 塩素の様なつんとした臭い 香料の様な臭い その他 	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみの様な臭い 焦げた様な臭い 塩素の様なつんとした臭い 香料の様な臭い その他 	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみの様な臭い 焦げた様な臭い 塩素の様なつんとした臭い 香料の様な臭い その他 	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみの様な臭い 焦げた様な臭い 塩素の様なつんとした臭い 香料の様な臭い その他 	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみの様な臭い 焦げた様な臭い 塩素の様なつんとした臭い 香料の様な臭い その他 	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみの様な臭い 焦げた様な臭い 塩素の様なつんとした臭い 香料の様な臭い その他 	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみの様な臭い 焦げた様な臭い 塩素の様なつんとした臭い 香料の様な臭い その他
	「有」のとき、その程度は?	<ul style="list-style-type: none"> 強く臭う 臭う 少し臭う 	<ul style="list-style-type: none"> 強く臭う 臭う 少し臭う 	<ul style="list-style-type: none"> 強く臭う 臭う 少し臭う 	<ul style="list-style-type: none"> 強く臭う 臭う 少し臭う 	<ul style="list-style-type: none"> 強く臭う 臭う 少し臭う 	<ul style="list-style-type: none"> 強く臭う 臭う 少し臭う 	<ul style="list-style-type: none"> 強く臭う 臭う 少し臭う 	<ul style="list-style-type: none"> 強く臭う 臭う 少し臭う 	<ul style="list-style-type: none"> 強く臭う 臭う 少し臭う 	<ul style="list-style-type: none"> 強く臭う 臭う 少し臭う

※1 条件確認の「温度」、「湿度」、「風向」、「風速」、「焼却炉の運転状況」及び「ごみの搬入出状況」(色枠)は、印西クリーンセンターで確認し記録します。

※2 記録を終えたら、翌月10日までに返信用封筒にて投函してください。

資料 7

平成28年度 利根 環境委員会

2016.6.13 (A)

議題

1. 採集報告
2. 処理施設稼働の進捗状況
3. 印西川センター現在地の施設の土留工事の進捗状況
4. 臭気濃度測定 28年1年間担当者の任命
南地区 5名
北地区 1名
5. 排ガス中の水銀(Hg)濃度への法規変更への対応
(7月19日迄の燃費臭気測定へ任意型の立会のPR)
(年2回測定から4回へ)
北地区の担当を増やした
6. その他
 - ① 環境委員会議事録完成まで1ヶ月以上かかっているが
おかしな点がないか
自治会、町内会へは、どの会の委員も出席しているのか
お話ししたいので、「概要」と「議事録」と同じ内容
の2部類は概要の配布数に
② 伝言前打ちの委員会へ17名出席し、委員の名簿の変更が
行われているので組合へ送ります
 - ③ 委員から提案の質問事項7項目 A4版2頁にて
回答

平成 28 年度第 1 回環境委員会での質問 (6/12 住民側環境委員会承認)

1. ごみ焼却施設の排ガス規制値に水銀濃度が追加 (6 月 8 日の新聞報道)

- ・ 日本は、大気中の水銀濃度が健康リスク低減のための指針値より低いとして、排ガス中の水銀濃度の規制はなかった。
- ・ 平成 25 年の「水銀に関する水俣条約」を受け、環境相は中央環境審議会の部会に日本の規制について諮問し、6 月 7 日、排出規制のための濃度基準を決めた。
- ・ 環境省によると、国内の主な排出源は石炭火力や石炭ボイラー (約 220 施設)、ごみ焼却施設 (2400 施設)、セメント焼成炉 (約 30 施設) で年 10t 以上の水銀が大気中に出ている。
- ・ 今回決まった規制基準は、ごみ焼却施設で、30~100 $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ だ。(新設か既設等で差を付けた)
- ・ 環境省は、8 月頃大気汚染防止法施行令などを改定する考えだ。
- ・ ここで質問
 - ① いままで公害防止協定に基づき測定調査として年 2 回「排ガス中の重金属測定」を実施してきたが、30 $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ 以上の水銀濃度が出たことがありますか？最高濃度は？
 - ② 排ガス中の水銀濃度は、「ダスト中」と「ガス状」の二つの濃度を測定しているが、この差は何か？ (あらためて質問)
 - ③ 排ガス中の水銀濃度が規制された場合、年 4 回測定しなければならないと思うが如何に？⇒公害防止協定も改定することになると思うが如何に？
 - ④ 大気中の水銀濃度の指針値とはいくらか？⇒大気測定車による測定項目にも水銀濃度を追加しなければならないと思うが如何に？千葉県での測定実績値は？
 - ⑤ 8 月頃に大気汚染防止法施行令などが改定されるが、施行時期はいつごろになるか？

2. 次期中間処理施設の検討の進捗状況と今後の見通し

- ・ HP にも公表されていないようなのでご報告いただきたい。

3. 環境委員会の議事録 (概要版) について

- ・ 出席者のリストも付けて早く配布願いたい。

4. スプレー缶やカセットガスボンベの出し方が 4 月 1 日から変わりましたが

- ① 住民の出し方が変わりましたか？知らないで、まだ従来通りの出し方をされた場合は？
- ② 何かクレームやトラブルがありましたか？
- ③ 完全に中身を抜くのは困難です。どの程度までやればよろしいですか？

5. 〇〇氏の質問リスト (添付 ; ICC-20160625 議題)

以上

01-平成28年度印西地区ごみ処理実施計画

- (1)記布と説明を。
- (2)組合ホームページへの掲示が2016年05月17日と遅い理由は？

02-一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録

- (1)組合ホームページへの掲示が2016年05月25日であるが、毎月行わない理由は？
- (2)「一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録（排ガス）」の更新は全く行われていない。（2015年03月10日）。怠慢である。その理由は？

02-表-8)排ガス中の重金属測定(調査測定)の測定方法

表-8)排ガス中の重金属測定(調査測定)は測定対象物質として、カルシウム、バナジウム、カドミウム、鉛、ひ素、全クロム、マンガン、銅、亜鉛、水銀(ダスト中、ガス状)、シアン化水素、フッ化水素、PCBを指定している。

JIS K-0083:2006ではカドミウム、鉛、ニッケル、マンガン、バナジウム、クロム、ベリリウム、ひ素及びセレンを対象としている。

カルシウム、銅、亜鉛は、JIS K-0083(カルシウム、銅、亜鉛についてはJIS K-0083を準用した)との記載があるが、「JIS K-0083を準用した」の具体的中身はどのようなものか。

上記3物質の計量証明を取得しているのか？

「JIS K-0083を準用した」は認めることはできない。

03-印西地区環境整備事業組合のホームページの「放射能測定結果及び焼却飛灰等の一時保管について(平成24年7月5日更新)」の敷地境界における放射線量測定結果及び測定位置図 平成27年度の測定は千葉県空間放射線量測定マニュアル(H23.07.18版)に依拠していると思われるが、正しいか？

(2)千葉県空間放射線量測定マニュアル(H23.07.18版)では、日立アロカ社シンチレーションカウンタTCS-172を例にして説明しているが、「設置完了後一定時間経過(通常3分程度)してから計測値(あるいは、測定値)($\mu\text{Sv/h}$)を読み取ります(30秒毎に測定値を読み取ります(1点での計測回数は5回として、その平均値を測定結果とします))」と記載している。

また、「簡易的な環境放射線測定に関するガイドライン」(2012年8月30日発行、JEMIMA=社団法人日本電気計測器工業会)では、「測定開始から60秒待って計測値(あるいは、測定値)($\mu\text{Sv/h}$)を読み取ります。60秒毎に測定値を読み取ります(1点での計測回数は3回以上として、その平均値を測定結果とします)。」と記載されている。

組合では環境放射線モニタ PA-1000 Radi (ラディ)(株式会社堀場製作所製、シンチレータ式簡易測定器)を使用している。その測定状況を見ると、各測定位置(5cmと100cmを含む)で、千葉県空間放射線量測定マニュアル(H23.07.18版)に掲載されているように測定していないと見受けられる。

組合は測定器が安定していない時になぜ測定を行うのか？

04-スプレー缶回収に関して

2016年04月01日から印西市、白井市のスプレー缶回収方法が変更されたが、状況は？

(1)回収日に出されているのか？(回収日以外に出されたケースはどのくらいあるのか？)

(2)印西市、白井市、印西クリーンセンターへの問い合わせ件数は？

(3)回収されたものの種類、数量は？

(4)回収したもので、使い切り状態になっていないものはどのくらいあるのか？(種類、数量、比率)

(5)印西市は行政依頼配付物(町内会等への行政回覧・配付文書)として2016年06月08日に「スプレー缶やカセット式ガスボンベの出し方」を回覧しているが、その理由は？

(6)白井市は「スプレー缶が回収できる袋、できない袋」(2016年05月31日)をホームページに掲載しているが、その理由は？

05-環境省は四月末に指定廃棄物の指定解除のルールを定めた。(「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令」の公布・施行、2016年04月28日)

2016年5月20日現在、千葉県内では指定廃棄物を保管する十市(柏市、松戸市、流山市、我孫子市、東金市、市川市、印西市、八千代市、野田市、千葉市)のうち、環境省は千葉市との協議を行い、放射性セシウム濃度の再測定も行っていくという。印西地区環境整備事業組合または印西市に環境省からの協議申し入れがあったか。組合または印西市の方針は？

06-平成27年度印西クリーンセンター操業実績及び公害防止協定に基づく環境報告書 平成28年6月

(1)データが付属していない理由は？

(2)(2)ごみ焼却状況は凡例がなく、また、月の区切りがわからない。こんな不親切は見たことがない。

07-印西クリーンセンター基幹的設備改良事業に係る費用対効果分析 平成27年2月

(1)印西クリーンセンター基幹的設備改良事業に係る費用対効果分析 平成27年2月が2016年04月26日組合のホームページに掲載されているが、1年2か月もかかる理由は？

(2)また、組合のホームページには、「なお、本文中の更新施設等については、現在検討している次期中間処理施設整備事業とは一致するものではありません。」という注釈がついている。これはいかなる理由か？

○自治会側からの質問事項に対する回答書

質 問

1. ごみ焼却施設の排ガス規制値における水銀濃度の追加について

- ・ごみ焼却施設の排ガス規制値に水銀濃度が追加(6月8日の新聞報道)
- ・日本は、大気中の水銀濃度が健康リスク低減のための指針値より低いとして、排ガス中の水銀濃度の規制はなかった。
- ・平成25年の「水銀に関する水俣条約」を受け、環境省は中央環境審議会の部会に日本の規制について諮問し、6月7日、排出規制のための濃度基準を決めた。
- ・環境省によると、国内の主な排出源は石炭火力や石炭ボイラー(約220施設)、ごみ焼却施設(2400施設)、セメント焼却炉(約30施設)で年10t以上の水銀が大気中に出ている。
- ・今回決まった規制基準は、ごみ焼却施設で、 $30\sim 100\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ だ。(新設か既設等で差を付けた)
- ・環境省は、8月頃大気汚染防止法施行令などを改定する考えだ。
- ・ここで質問

- ①いままで公害防止協定に基づき測定調査として年2回「排ガス中の重金属測定」を実施してきたが、 $30\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ 以上の水銀濃度が出たことがありますか？最高濃度は？
- ②排ガス中の水銀濃度は、「ダスト中」と「ガス状」の二つの濃度を測定しているが、この差は何か？(あらためて質問)
- ③排ガス中の水銀濃度が規制された場合、年4回測定しなければならないと思うが如何に？⇒公害防止協定も改定することになると思うが如何に？
- ④大気中の水銀濃度の指針値とはいくらか？⇒大気測定車による測定項目にも水銀濃度を追加しなければならないと思うが如何に？千葉県での測定実績値は？
- ⑤8月頃に大気汚染防止法施行令などが改定されるが、施行時期はいつごろになるか？

回 答

- ①排ガス中の水銀濃度測定は、「ダスト中」及び「ガス状」について年2回実施しており、環境委員会で報告しています。測定結果(過去5年)において、「ダスト中」及び「ガス状」ともに、値が計測されたことはありません。
- ②「ガス状」とは、排ガス中に気体として存在する水銀を、薬液に吸収させ測定する。
「ダスト中」とは、排ガス中のダストに含まれる粒子状の水銀を、フィルターに捕集し測定する。
- ③既存発生源への規制は条約が効力を生ずる日から10年以内に措置することとなっています。
- ④国の指針値(年平均値 $40\text{ngHg}/\text{m}^3$)があります。大気中の水銀濃度は、国が「有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質」として定めている248物質、うち優先取組物質として選定されている23物質の一つであり、千葉県内の常時監視結果が千葉県のホームページで公表されています。平成26年度の監視結果は $1.8\text{ngHg}/\text{m}^3$ (全14地点平均値)であり、国の指針値を大幅に下回っている状況です。また、大気測定車による観測は、大気汚染に係る環境基準として定められている5物質について、公害防止協定に基づき実施し報告していきます。
- ⑤時期については承知していません。施行時には関係当局より周知されるものとなります。

質 問

2. 次期中間処理施設の検討の進捗状況と今後の見通しについて

- ・HPにも公表されていないようなのでご報告いただきたい。

回 答

- ・議事の(4)次期施設計画の進捗状況について、で御報告したとおりです。今後の進捗状況は組合ホームページで公表していきます。

質 問

3. 環境委員会の議事録(概要版)について

・出席者のリストも付けて早く配布願いたい。

回 答

・議事録配布にあたり、出席者リストを添付することについて、本日、自治会側委員の皆様を確認させていただきます。また、前回、議事録の配布について、年度切り替え等により1ヶ月以上を要してしまい、ご迷惑をおかけしました。今後、できるかぎり早めにお配りするよう努めます。

質 問

4. スプレー缶やカセットボンベの出し方について

・スプレー缶やカセットボンベの出し方が4月1日から変わりましたが

- ①住民の出し方が変わりましたか？知らないで、まだ従来通りの出し方をされた場合は？
- ②何かクレームやトラブルがありましたか？
- ③完全に中身を抜くのは困難です。どの程度までやればよろしいですか？

回 答

- ①地区によって差はあるものの、広報や新年度に配布された、ごみの分け方・出し方などにより、徐々に浸透してきている状況です。従来通りの出し方をされた場合、警告シールを貼り、収集不可の理由を記して集積所に残しています。周知期間が非常に短期間であったので、ある程度の猶予期間を設けることが、関係市と組合の担当者会議の中で打合せされておりました。印西市については、現在も猶予期間中です。
- ②透明な袋をわざわざ購入することについて数件ありました。トラブルといったことはありません。問合せは4月に多くありましたが徐々に減っています。
- ③スプレー缶・カセットボンベについては、通常の使用で使い切ってあれば収集可としています。スプレー缶であれば、プッシュ部分を押ししても何も出てこない状態。カセットボンベであれば、コンロに掛けても燃焼しない状態です。残っている場合の中身の抜き方については、スプレー缶については、風通しの良い屋外で、ぼろきれなどに吹き付けて出し切るようお願いしています。カセットボンベについては、カセットコンロにセットして湯沸かしなどで使い切るか、使えない場合は危険なので、当組合が中間処理業務を委託している業者を紹介するなど、専門業者による処理をご案内しています。

質 問

5. 平成28年度印西地区ごみ処理実施計画について

- (1) 配布と説明を。
- (2) 組合ホームページへの掲示が2016年05月17日と遅い理由は？

回答

(1)ごみ処理実施計画については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により策定するもので、ごみ処理基本計画の推進及び実施のために平成28年度のごみの減量・資源化及び適正な処理に必要な事項を定めています。

期間は1年間で、計画区域は印西市、白井市、栄町全域としています。

内容は、一般廃棄物の種類ごとに処理主体、処理方法を明確にし、ごみの減量、資源化を図ると共に、適正排出・適正処理に努めるというものです。

また、印西地区ごみ処理基本計画の基本理念である「循環型社会の形成～2Rの取り組みと新たなリサイクルの仕組みづくりを目指して～」に基づき、関係市町が平成28年度に実施する取組みを具体的に掲げ、関係者と協力の上、積極的に取り組んで行くというものです。

(2)関係市町との協議に時間を要したことなど、組合ホームページへの掲載が遅れました。

今後は速やかに掲載ができるように、余裕を持って調整に入りたいと考えます。

質問

6. 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録について

(1)組合ホームページへの掲示が2016年05月25日であるが、毎月行わない理由は？

(2)「一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録(排ガス)」の更新は全く行われていない。(2015年03月10日)。怠慢である。その理由は？

回答

(1)昨年度から、毎月更新しています。

(2)環境委員会終了後、組合HP内の「環境対策」へ移り、排ガス測定を含め、他の測定項目まで閲覧できるように変更します。

質問

7. 排ガス中の重金属測定(調査測定)の測定方法について

・表-8)排ガス中の重金属測定(調査測定)は測定対象物質として、カルシウム、バナジウム、カドミウム、鉛、ひ素、全クロム、マンガン、銅、亜鉛、水銀(ダスト中、ガス状)、シアン化水素、フッ化水素、PCBを指定している。

JIS K-0083:2006ではカドミウム、鉛、ニッケル、マンガン、バナジウム、クロム、ベリリウム、ひ素及びセレンを対象としている。

カルシウム、銅、亜鉛は、JIS K-0083(カルシウム、銅、亜鉛についてはJIS K-0083を準用した)との記載があるが、「JIS K-0083を準用した」の具体的中身はどのようなものか。

上記3物質の計量証明を取得しているのか？

「JIS K-0083を準用した」は認めることはできない。

回答

カルシウム、銅、亜鉛については他の測定方法がないので、「JIS-K-0083」により実施しています。

他のクリーンセンターでも、同じ測定方法で実施しており、計量証明書を取得しています。

質問

8. 境界敷地における放射線量測定結果及び位置図について

・印西地区環境整備事業組合のホームページの「放射能測定結果及び焼却飛灰等の一時保管について(平成24年7月5日更新)」の敷地境界における放射線量測定結果及び測定位置図 平成27年度の測定は千葉県空間放射線量測定マニュアル(H23. 07.18版)に依拠していると思われるが、正しいか？

千葉県空間放射線量測定マニュアル(H23. 07.18版)では、日立アロカ社シンチレーションカウンタTCS-172を例にして説明しているが、「設置完了後一定時間経過(通常3分程度)してから計測値(あるいは、測定値)(μ Sv/h)を読み取ります(30秒毎に測定値を読み取ります(1点での計測回数は5回として、その平均値を測定結果とします))」と記載している。

また、「簡易的な環境放射線測定に関するガイドライン」(2012年8月30日発行、JEMIMA＝社団法人日本電気計測器工業会)では、「測定開始から60秒待って計測値(あるいは、測定値)(μ Sv/h)を読み取ります。60秒毎に測定値を読み取ります(1点での計測回数は3回以上として、その平均値を測定結果とします。)」と記載されている。

組合では環境放射線モニタ PA-1000 Radi(ラディ)(株式会社堀場製作所製、シンチレータ式簡易測定器)を使用している。その測定状況を見ると、各測定位置(5cmと100cmを含む)で、千葉県空間放射線量測定マニュアル(H23. 07.18版)に掲載されているように測定していないと見受けられる。

組合は測定器が安定していない時になぜ測定を行うのか？

回答

平成23年7月18日版、千葉県空間放射線量測定マニュアルでは、統一的な測定方法として、測定の高さは0.5mと1m、測定レンジは原則1 μ Sv/h、測定は検出器をセットし電源を入れてから3分程度経過してから行う、測定時間は30秒に1回、5回測定し平均値を測定結果とする、など、検出器がシンチレーション式で表示部分と分離可能な機器について暫定マニュアルが示されています。印西クリーンセンターの空間放射線量の測定は、平成23年7月6日から実施しており、その時点で印西市では既に空間放射線量の測定を実施していましたので、印西市と同じ測定機器(株堀場製作所Radi PA-1000 シンチレーション式の簡易測定器)を購入し測定してきたものです。計測は時間をかけることにより、より正確な値が確認できますが、当初より測定機器の取扱い手順により5回の計測値を記録し、その平均値を測定結果としています。また、「簡易的な環境放射線量測定に関するガイドライン」(2012年8月30日発行、JEMIMA＝社団法人日本電気計測器工業会)については、印西クリーンセンターへの情報提供はありません。

質問

9. スプレー缶回収について

・2016年04月01日から印西市、白井市のスプレー缶回収方法が変更されたが、状況は？

(1)回収日に出されているのか？(回収日以外に出されたケースはどのくらいあるのか？)

(2)印西市、白井市、印西クリーンセンターへの問い合わせ件数は？

(3)回収されたものの種類、数量は？

(4)回収したもので、使い切り状態になっていないものはどのくらいあるのか？(種類、数量、比率)

(5)印西市は行政依頼配付物(町内会等への行政回覧・配付文書)として2016年06月08日に「スプレー缶やカセット式ガスボンベの出し方」を回覧しているが、その理由は？

(6)白井市は「スプレー缶が回収できる袋、できない袋」(2016年05年31日)をホームページに掲示しているが、その理由は？

回答

- (1) 資源で出されていますが、まだ不燃ごみとして出されるケースが多くあります。
- (2) 印西クリーンセンターへの問い合わせですが、件数は正確には数えてはおりません。4月に多くありましたが徐々に減ってきています。市への問合せも、4月には多く寄せられたが徐々に減ってきている、と聞いています。
- 問い合わせで多いのは、穴を開けてしまったスプレー缶の出し方について、や中身が出しきれない缶について、の問合せが比較的、多く寄せられています。
- (3) 回収された数量は、4月・5月で4.57tが回収されました。
- 種類ですが、回収の段階ではスチールとアルミを分けておりません。中間処理後は、従来の資源缶と一緒にし、スチールとアルミに分類して売却するので、スプレー缶の種類別数量というのは把握していません。
- (4) 回収量は(3)の通り4.57t、4,570kgです。特に計量はしておりませんが、その内の約5%程度が中身が残っている状態で出されたものとなっております。量にいたしますと230kg程になります。
- (5) 印西市回答:さらなる周知を図るためです。
- (6) 白井市回答:4月以降、市民から「スプレー缶のみを袋に入れたが回収してくれなかった」、「どのような袋ならば回収してくれるのか」などの問い合わせが多かったことから、収集業者に確認のうえ、市民が見てわかりやすいようにホームページに掲載したものです。

質問

10. 指定廃棄物の指定解除ルールに伴う方針等について

・環境省は四月末に指定廃棄物の指定解除ルールを定めた。(「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令」の公布・施行、2016年04月28日)

2016年5月20日現在、千葉県内では指定廃棄物を保管する十市(柏市、松戸市、流山市、我孫子市、東金市、市川市、印西市、八千代市、野田市、千葉市)のうち、環境省は千葉市との協議を行い、放射性セシウム濃度の再測定も行っていくという。印西地区環境整備事業組合または印西市に環境省からの協議申し入れはあったか。組合または印西市の方針は？

回答

環境省からの協議申し入れはありません。組合としては指定廃棄物の適正管理を行うとともに、指定解除のルールへの対応について、関係市町と協議し今後検討して行きます。

質問

11. 平成27年度印西クリーンセンター操業実績及び公害防止協定に基づく環境報告書について

・平成28年6月

- (1) データが付属していない理由は？
- (2) ごみ焼却状況は凡例がなく、また、月の区切りがわからない。こんな不親切は見たことがない。

回答

- (1) 実績数値(データ)は、別途、配付資料「報告事項1 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について」に詳細(月別又は実施別)に載せています。
- (2) 平成27年度印西クリーンセンター環境報告書については、(1)の操業状況等について、その全体概要を理解・把握するための資料として、住民側環境委員から提案されたもので平成24年度から配付しています。ご指摘の点、関連資料との整合性を踏まえ、平成28年度報告書について調製したいと考えます。

質 問

12. 印西クリーンセンター基幹的設備改良事業に係る費用対効果分析について

・平成27年2月

(1) 印西クリーンセンター基幹的設備改良事業に係る費用対効果分析 平成27年2月が2016年04年26日 組合のホームページに掲載されているが、1年2か月もかかる理由は？

(2) また、組合ホームページには、「なお、本文中の更新施設等については、現在検討している次期中間処理施設整備事業とは一致するものではありません。」という注釈がついている。これはいかなる理由か？

回 答

(1) 費用対効果につきましては、既に公表済みの「長寿命化計画書」内で検証していますが、今回新たに交付金の内示の通知により、採択された事業について費用対効果分析を公表することとされていることから、交付申請事務に併せて公表したものです。

(2) 費用対効果分析では、更新施設の設置場所などについて特定することなく算出しているため、現在具体的に進行している次期施設とは一致するものではありません。

平成28年度印西地区ごみ処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、平成28年度印西地区ごみ処理実施計画を次のとおり定める。

1. 総則

(1)趣旨

この印西地区ごみ処理実施計画(以下「計画」という。)は、平成26年3月に策定した印西地区ごみ処理基本計画の推進及び実施のために必要な平成28年度のごみの減量、資源化及び適正な処理を図るために必要な事項を定めるものとする。

2. 計画の期間及び区域

(1)計画期間

この計画の期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

(2)計画区域

印西市、白井市、栄町の全域とする。

(3)一般廃棄物(資源物含む)の排出量の見込み

印西地区環境整備事業組合(以下「組合」という。)平成28年度推計ごみ量で、次のものが対象となる。

(単位:t)

区 分	家庭系※1	事業系※2	合 計
燃やすごみ	31,400	11,930	43,330
燃やさないごみ	1,181	92	1,273
粗大ごみ	1,649	37	1,686
資源物	7,472	0	7,472
計	41,702	12,059	53,761

※1:家庭系とは、組合及び栄町が収集運搬主体となり、収集運搬する一般廃棄物及び家庭からの廃棄物の排出者が自ら印西クリーンセンターへ直接搬入する一般廃棄物。

※2:事業系とは、事業者が一般廃棄物収集運搬許可業者に委託し収集運搬され、印西クリーンセンターへ搬入する一般廃棄物及び事業活動に伴う廃棄物の排出者が自ら印西クリーンセンターへ直接搬入する一般廃棄物。

※3:構成市町の自治会・子供会・PTA等による資源物集団回収量を除く。

3. 一般廃棄物の処理主体及び処理方法

(1)家庭から排出される一般廃棄物

家庭から排出されるごみは、分別収集により、ごみの減量・資源化を図るものとし、排出につい

ては、分別区分への適正排出の遵守及び組合指定袋による排出の徹底などにより、一層の適正処理に努める。なお、栄町はごみの排出抑制を図るため有料制を導入していることから、独自の指定袋、指定シールを使用する。

一般廃棄物の種類	収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
燃やすごみ	組合(委託)排出者	組合(直営)	焼却	組合(直営)	埋め立て
	栄町(委託)排出者			組合(焼却残渣は一部委託)	資源化
燃やさないごみ	組合(委託)排出者	組合(直営)	手選別(有価物・破砕不適物の回収)	組合(直営)	埋め立て
	栄町(委託)排出者		手選別後破砕(破砕後、鉄類は回収・不燃残渣は埋め立て)		
粗大ごみ	組合(委託)排出者	組合(直営)	手選別(有価物・破砕不適物の回収)	組合(直営)	埋め立て
	栄町(委託)排出者		手選別後破砕(破砕後、鉄類は回収・可燃残渣は焼却・不燃残渣は埋め立て)		
資源物	組合(委託)	組合(委託)	資源化	—	—
	構成市町(直営)				
	栄町(委託)	栄町(委託)			
有害ごみ	組合(委託)	組合(委託)	資源物抽出型無害化处理	組合(委託)	埋め立て 一部資源化
	栄町(委託)				

※1:中間処理の主体について、資源物のうち、ビン、缶、ペットボトル及び容器包装プラスチックは、組合(委託)とする。

※2:中間処理の主体について、資源物のうち布類及び紙類は、資源化業者とする。

※3:有害ごみは、使用済み乾電池、使用済み蛍光灯、水銀入り温度計類とする。なお、栄町の使用済み乾電池は一部拠点回収し栄町委託で収集運搬する。

※4:資源物のうち、使用済み小型電子機器は拠点回収し、構成市町直営で収集運搬する。

(2) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物

事業活動に伴って排出されるごみは、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とする。

排出者はごみの減量及び適正な分別に努め、資源化に協力することとし、事業者自ら又は組合構成市町が許可した一般廃棄物収集運搬業者を活用するなどして、一般廃棄物については組合の処理施設又は一般廃棄物処分業の許可を受けた民間の中間処理施設で処理を行うこととする。

一般廃棄物の種類	収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
燃やすごみ 燃やさないごみ 粗大ごみ	許可業者 排出者	組合(直営)	焼却・破砕・資源化等	組合(直営) 組合(焼却 残渣等一部 委託)	埋め立て 資源化
		許可業者 排出者	焼却・資源化等	許可業者 排出者	埋め立て 資源化

(3) 災害に伴って排出される一般廃棄物

災害に伴って排出されるごみは、組合構成市町と適正処理に努めることとする。

4. ごみ処理実施計画

印西地区ごみ処理基本計画(平成26年3月改訂)の基本理念「循環型社会の形成～2Rの取り組みと新たなリサイクルの仕組みづくりを目指して～」に基づき、全員参加型の資源循環地区を目指し関係者と協力の上、次の排出抑制のための取り組みを実施する。

- ・小型家電リサイクルの推進・・・使用済小型電子機器等の再資源化について、組合構成市町との連携により、地域住民への周知、啓発を図り推進する。
- ・マイバック使用の促進・・・・・・マイバック使用の啓発を強化する。
- ・資源物の分別徹底・・・・・・組成分析結果を踏まえ、燃やすごみに含まれる資源物について、分別講習会の開催等により、分別排出の啓発を強化する。
- ・生ごみの処理と資源化・・・・・・生ごみの水切りを徹底するよう啓発し、生ごみの減量化・資源化を推進するため、処理容器等購入者への助成をする。
- ・資源物集団回収運動の推進・・・資源化を促進するため、資源物集団回収団体へ奨励金を交付する。
- ・廃棄物減量等推進員との協働・・・ごみの減量化・資源化に対する排出者への意識を高めるため、廃棄物減量等推進員及びごみ減量アドバイザー等と協働し、啓発活動や検討を行う。
- ・粗大ごみリサイクル事業・・・・・・3R を推進するため、印西クリーンセンターに搬入された粗大ごみ

の中から、状態の良い粗大ごみを修理・清掃・展示し、希望する方に販売するリサイクル事業を実施する。

5. 収集運搬計画

(1) 収集運搬の概要

家庭系ごみについては別表のとおりとする。

なお、印西クリーンセンターに一般廃棄物を直接搬入する場合は、印西地区環境整備事業組合ごみ処理に関する取扱要領に規定する印西クリーンセンター受入基準に従うものとする。

事業系ごみについては、排出者責任により、事業者自ら又は収集運搬許可業者への委託によることとする。

別表

(単位:t)

	種類	収集運搬主体	収集回数	収集方法	収集量(t)	主な搬入先
家庭系ごみ	燃やすごみ	組合(委託)	週2回	指定袋によるステーション方式 (栄町は有料制)	31,400	印西クリーンセンター
	燃やさないごみ・有害ごみ	栄町(委託)	月2回 栄町 週1回	指定袋によるステーション方式 (栄町は有料制)	1,181	印西クリーンセンター
	粗大ごみ		随時	戸別収集方式(集合住宅は集積所収集)(白井市・栄町は有料制)	1,649	印西クリーンセンター
	資源物		週1回	麻袋によるステーション方式 (ビン・缶) 網袋によるステーション方式 (ペットボトル) 指定袋によるステーション方式 (プラスチック製容器包装) ひもで結束による品目ごとのステーション方式 (紙類) 透明な袋又は指定袋によるステーション方式 (布類)	7,472 (ビン 1,200) (缶 545) (ペットボトル 510) (プラスチック製容器包装 1,531) (紙 3,245) (布 397)	民間中間処理施設

			透明な袋によるステーション方式 (スプレー缶等)	(スプレー缶等 36)	
		月 2 回	回収ボックスによる拠点回収方式	(小型家電 8)	認定事業者
	計	—	—	41,702	—
事業系ごみ	燃やすごみ	事業者 又は許 可業者	許可業者による事業所別収集 方式または自己搬入	11,930	印西クリーン センター 民間中間処理 施設
	燃やさないごみ			92	
	粗大ごみ			37	
	資源物			—	
	計	—	—	12,059	—

(2) 収集しない一般廃棄物

収集しない一般廃棄物は、「印西地区環境整備事業組合ごみ処理に関する取扱要領第4条第3項別表の印西クリーンセンター受入基準別表-1の2. 受入れできないごみ」とする。

排出方法は次のとおりとする。

① 特定家庭用機器再商品化法(以下「家電リサイクル法」という。)対象機器

家電リサイクル法対象機器は排出者が購入した小売業者、若しくは買い替えの場合には、新しい製品を購入する小売業者へ引き取りを依頼するなどして再資源化を図るものとする。

② 廃二輪自動車

廃二輪自動車(50ccを超えるもの)は、国内二輪メーカー及び輸入事業者の自主的取り組みである二輪車リサイクルシステムに基づく廃棄二輪車取扱店又は指定引取り窓口を持ち込むものとする。

③ 廃消火器

廃消火器は、廃消火器リサイクルシステムに基づく消火器取扱店を持ち込むものとする。

④ 注射針等

注射針等は、感染性廃棄物として医療機関または保険薬局などに持ち込むものとする。

⑤ その他の収集しない一般廃棄物

その他の収集しない一般廃棄物は排出者自ら処理するか、又は専門業者に相談するか、工事作業を依頼した業者や購入した店に引取りを依頼するか等により適正に処理を行うものとする。

6. 中間処理計画

燃やすごみは、印西クリーンセンターで焼却し、燃やさないごみや粗大ごみは、手選別により、有価物・破碎不適物を回収し、破碎後鉄類は回収、可燃残渣は焼却、不燃残渣は埋め立てる。

資源物は、民間の資源中間処理施設で、選別、圧縮、梱包を行う。資源物のうち使用済み小型電子機器については、拠点回収分は市・町がストックヤードへ搬入し保管、ピックアップ回収分は組合がクリーンセンターで保管する。

(1) 施設の概要

処理対象	名称	所在地	処理能力	処理方式等
燃やすごみ	印西クリーンセンター	印西市大塚 1 丁目 1 番地 1	300t/日 (100t×3 炉)	全連続燃焼式焼却炉 ・焼却処理(可燃系粗大ごみは破碎後焼却処理)する。
燃やさないごみ・粗大ごみ	印西クリーンセンター	印西市大塚 1 丁目 1 番地 1	50t/日	横型回転式破碎機 ・手選別後有価物は売却、不燃系粗大ごみは破碎処理する。
資源物	ビン	民間中間処理施設		・選別後公益財団法人日本容器包装リサイクル協会ルートの再商品化業者に引き渡す。 栄町は独自ルートで処理する。
	缶・スプレー缶	民間中間処理施設		・選別圧縮後売却 栄町は独自ルートで処理する。
	ペットボトル	民間中間処理施設		・選別後公益財団法人日本容器包装リサイクル協会ルートの再商品化業者に引き渡す。 栄町は独自ルートで処理する。
	プラスチック製容器包装	民間中間処理施設		・選別後公益財団法人日本容器包装リサイクル協会ルートの再商品化業者に引き渡す。 栄町は独自ルートで処理する。
	使用済み小型電子機器	拠点回収分 ・白井市南山 ストックヤードで保管 ピックアップ回収分 ・クリーンセンターで保管	ストックヤード	保管場所から直接認定事業者等へ売却。

※紙・布類は、直接売却する。(栄町は独自ルートで処理する。)

(2) 計画処理量

施設名	種類	計画処理量 (単位:t)
印西クリーン センター	燃やすごみ	43,330
	燃やさないごみ・粗大ごみ	2,959
民間中間処理 施設	資源物	3,830
	ビン	1,200
	缶(スプレー缶含む)	581
	ペットボトル	510
	プラスチック製容器包装	1,531
	使用済小型電子機器	8

※紙・布類は、直接売却する。

7. 最終処分計画

印西クリーンセンターで処理した焼却灰及び破碎残渣は、下記の最終処分場及び資源化施設において埋立処分又は資源化处理する。なお、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年法律第110号)の対応等により処分計画が変更になる場合がある。

(1) 施設の概要

名称	所在地	処理能力	処理方式
印西地区一般廃棄物 最終処分場	印西市岩戸 3630	埋立面積 53,900 m ² 埋立容量 402,200 m ³ 埋立可能容量 250,000 m ³ (中間覆土除く) 残余容量 322,699 m ³ (平成 27 年度末)	セル方式
ツネイシカムテックス埼 玉株式会社	埼玉県大里郡寄居 町大字三ヶ山 250-1	受入処理能力 300t/日 人工砂生産能力 228 t/日	焼成・造粒 処理(人工 砂化)

(2) 計画処理量

施設名	種類	計画処理量 (単位:t)
印西地区一般廃棄物最終処分場	焼却灰	1,886
	不燃残渣	499
ツネイシカムテック ス埼玉株式会社	焼却灰(主灰・飛灰)	4,396

8. 一般廃棄物処理業

(1) 収集運搬業

許可者	許可数	備 考	
印西市	26	・一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を含む)	1
		・し尿及び浄化槽汚泥を除く一般廃棄物	7
		・し尿及び浄化槽汚泥、特定家庭用機器を除く 一般廃棄物	14
		・その他	4
白井市	19	・特定家庭用機器を含む	4
		・植栽ごみ、食品残渣に限る	1
		・食品残渣に限る	1
		・浄化槽汚泥に限る	1
		・実験動物死体及び付随汚物に限る	1
		・再生可能な樹木、枝葉及び刈草に限る	1
		・感染性以外の紙おむつに限る	1
		・その他	9
栄町	12	・一般廃棄物(し尿処理及び浄化槽汚泥除く)	5
		・し尿処理及び浄化槽汚泥に限る	3
		・処理困難物に限る	1
		・食品残渣に限る(運搬に限る)	3

※収集運搬許可は、現行の許可業者にて対応できることから、新規の許可は認めないものとする。
ただし、管轄する市町長がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

(2) 処分業

許可者	許可数	備 考
印西市	8	<ul style="list-style-type: none"> ・刈草、剪定枝等の堆肥化 5 ・食品残渣の堆肥化 1 ・紙くず、紙おむつ等の焼却 1 ・廃家電製品等 1
白井市	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ペットボトル、ビン、缶処分 1 ・食品残渣、バイオマスガス化発電等 1 ・廃蛍光灯管類 1
栄町	3	<ul style="list-style-type: none"> ・食品残渣、刈草、剪定枝等の堆肥化 1 ・ペットボトル処分 1 ・粗大、廃プラスチック、電化製品、金属製品 1

環境用語解説

【一般】

【環境基準】

人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準を言う。

現在、大気汚染、水質汚染、騒音、航空機騒音及び新幹線鉄道騒音に係る環境基準が定められている。

【PPM】

parts per millionの略。100万分の1を表す単位で、濃度や含有率を示す容量比、重量比のこと。1 ppmとは、大気汚染物質の濃度表示では大気1 m³の中にその物質が1 cm³含まれていること、また、水質汚濁物質の濃度表示では水1 kgの中にその物質が1 mg含まれていること。

【濃度の単位】

記号	語意	例	
ppm	Parts per million	百万分の1	mg/kg、μg/g、ml/kl
ppb	Parts per billion	十億分の1	μg/kg、ng/g
ppt	Parts per trillion	一兆分の1	ng/kg、pg/g

【質量単位】

記号	単位	グラム数
kg	kilogram	10 ³ (thousand)
g	gram	1
mg	milligram	10 ⁻³ (thousandth)
μg	microgram	10 ⁻⁶ (millionth)
ng	nanogram	10 ⁻⁹ (billionth)
pg	picogram	10 ⁻¹²

1 l = 1,000 ml = 10 dl

= 1,000 cc

1 dl = 100 ml = 100 cc

1 cc = 1 cm³ = 1 ml

1 m = 100 cm

【標準状態】

ガスの容積は同一重量であっても、温度と圧力によって変化するのでガス量やガスの中の物質の濃度を表すとき、温度と圧力を同一条件に換算した容積を使用する。この温度0℃、圧力1気圧の状態を標準状態と言い、記号N (Normal) の略で表す。

【Nm³/h (ノルマル立方メートル毎時)】

温度が0℃、圧力が1気圧の状態に換算した時間当たりの排出量等を表す単位。

【ND】

分析方法によって定量できる下限の値未満を表す。(定量下限値未満)

【大気】

【硫黄酸化物 (SO_x)】

石油などの硫黄分を含んだ燃料が燃焼して生じる汚染物質である。一般的に燃焼過程で発生するのは大部分が二酸化硫黄 (SO₂: 亜硫酸ガス) であり、無水硫酸 (SO₃) が若干混じる。環境基準は、二酸化硫黄 (SO₂) について定められている。

硫黄酸化物は、人の呼吸器に影響を与えたり、植物を枯らしたりする。

[窒素酸化物 (NO_x)]

窒素酸化物は、石油、ガス等の燃焼に伴って発生し、その発生源は工場、自動車、家庭の厨房施設等、多種多様である。

燃焼の過程では一酸化窒素 (NO) とし排出されるが、これが徐々に大気中の酸素と結びついて二酸化窒素 (NO₂) となる。

環境基準は二酸化窒素について定められている。

窒素酸化物は人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学スモッグの原因物質の一つとなる。

[塩化水素 (HCl)]

塩素 (Cl) と水素 (H) との化合物である。無色の刺激臭を持つ気体で、水によく溶けて塩酸となる。発生源としては、原料として塩酸を使う化学工場や塩酸製造工場がある。

都市ごみの中には塩化ビニール等の塩素化合物が含まれているため、ごみの燃焼によって発生する。

[浮遊ふんじん・ばいじん・浮遊粒子状物質]

大気中に浮遊している粒子状の物質をふんじんと言う。浮遊ふんじんには機械的な操作例えばものの粉碎、研磨などによって生じたもの (粉塵) と燃焼によって生じるすすのようなもの (ばいじん) がある。しかし、浮遊ふんじんの中で粒径の小さいものは空気中に長時間滞留すると、気道又は肺胞に沈着しやすいことから、粒径10ミクロン (1cmの1000分の1) 以下のものを浮遊粒子状物質 (SPM: suspended particulate matter) と定義している。

[ばいじん]

大気汚染防止法において、「燃料その他の物の燃焼又は熱源として電気の使用に伴って発生するもの」と規定している。

[降下ばいじん]

大気中の汚染物質のうち自己の重量により、または雨滴に含まれて地上に落下する煤煙、粉塵等を言う。

[酸素濃度12%換算]

排ガス中の汚染物質の濃度は、汚染物質の濃度が一定であれば、排ガス量が大きくなるほど小さくなる。例えば、排ガス中に過剰な空気が入り、ガス量が2倍になったとすると、汚染物質の濃度は2分の1に薄まる。そこで排ガス中の汚染物質の濃度を表すときには、排ガスの濃度を標準状態に換算するとともに酸素濃度も同一条件にする。

ごみ焼却工場の場合は、酸素濃度12%換算と定められている。

[乾きガスと湿りガス]

排ガス中には、燃料に含まれていた水分や燃焼中に発生した水分が水蒸気の状態に含まれている。この水蒸気を含んだガスを湿りガス、含まないガスを乾きガスと言う。

排ガスのガス組成は乾きガス中の組成割合で示される。

【振動・騒音】

[振動レベル]

振動の加速度レベルに振動感覚補正を加えたもので、単位としてはdB (デシベル) が用いられる。通常振動感覚補正回路を持つ公害振動計により測定した値である。

〔騒音レベル〕

J I Sに規定される騒音計で測定して得られるホン又はd B（デシベル）数であり、騒音の大きさを表すものである。一般には騒音計の聴感補正回路A特性で測定した値をホン又はd B（A特性で表す）騒音の規制基準等はすべて騒音レベルによる。

ここで騒音レベルとその例は下記の表のとおりである。

騒音レベル	事 例
80 d B	地下鉄の車内
70 d B	電話のベル、騒々しい事務所の音
60 d B	静かな乗用車、普通の会話
50 d B	静かな乗用車
40 d B	市内の深夜、図書館
30 d B	郊外の深夜、ささやき声

〔90%上端値（ L_5 ：5パーセント時間率騒音レベル）〕

騒音レベルがあるレベル以上である時間が実測時間の5パーセントを占める場合、そのレベルを5パーセント時間率騒音レベル又は90パーセントレンジの上端値と言う。（測定データを小さい順に並び替えて同じ騒音レベルの測定度数を求めこれを順次加えて累積度数を求め、これから累積度数曲線を描き求める）

〔80%上端値（ L_{10} ：10パーセント時間率騒音レベル）〕

騒音レベルがあるレベル以上である時間が実測時間の10パーセントを占める場合、そのレベルを10パーセント時間率騒音レベル又は80パーセントレンジの上端値と言う。

〔暗騒音（環境騒音）〕

特定の音を対象とする場合に、対象とする騒音がないときのその場所における騒音を対象の音に対して暗騒音と言う。

【臭気】

〔三点比較式臭袋法〕

臭気を人の鼻（嗅覚）で測定するいわゆる官能法の一つで臭気を含む空気だけ入っている袋を1つと、普通の空気だけ入っている袋を2つの計3つの袋の中から、試験者に臭気の入っている袋を当ててもらふ方法である。

6人以上の試験者によって行い、臭気を次第に薄めながら、不明又は不正解になるまでこれを繰り返す。その結果を統計的に処理して何倍に薄めれば区別がつかなくなるかとの値を出し、その希釈倍数を臭気濃度とする。（上下2つをカットし残り4つの希釈倍数を言う）

【ごみ質】

〔ごみ質〕

水分、見掛け比重、内容組成（物質組成）元素組成、発熱量（低位）などで表示されるごみの物理的、化学的性質の総称である。

都市ごみの場合、ごみ質は季節、天候、排出する住民の生活様式、排出地域の特性などによって異なるほか、ごみの収集方式、処理、処分の方法の相違等によっても異なる。

このため、ごみ処理施設の計画や設計、或いは運転管理等適正に行うためにはごみ質を十分把握する必要がある。

ごみ質の分析方法については、「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」（昭和52年11月4日環整第95号）に基づいて行う。

[低位発熱量]

燃料の単位量が完全燃焼するときに発生する熱量を高位発熱量（総発熱量）と呼び、低位発熱量（真発熱量）とは、高位発熱量から水分の凝縮を差し引いた有効熱量を言う。

【水質】

[BOD（生物化学的酸素要求量）]

Biochemical oxygen demandの略。河川水、廃水、下水などの汚濁の程度を示すもので、有機物が微生物によって酸化される際に消費する酸素量を言う。数値が大きいほど汚濁が著しい。

[COD（化学的酸素要求量）]

Chemical oxygen demandの略。水質汚濁の指標であり、主として水中の有機物が化学的に酸化される際に消費する酸素量である。数値が大きいほど汚濁が著しい。

[PH（水素イオン濃度）]

水素イオン濃度を表す指数でPH7が中性で、これが7よりも小さければ酸性が強くなり、大きくなればアルカリ性が強くなる。

【その他】

[環境影響評価（環境アセスメント）]

事業の実施等が環境に及ぼす影響の程度と範囲、その防止策等について事前に調査・予測・評価すること。

[シミュレーション（模擬実験）]

Simulation。大気汚染、水質汚染、地盤沈下等で用いられており、模擬実験や模擬計算によって現状又は将来の汚染状況を再現予測し、その原因を定量的に推定する方法である。

[健康項目]

カドミウム、シアン、有機リン、鉛、クロム（六価）、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCBを示す。

[重金属]

比重の大きい金属で、比重4～5以上の金属をさす場合が多い。金、銀、銅、鉄、亜鉛、クロム、バナジウム、カドミウム、水銀等がある。

[一酸化炭素（CO）]

炭素を含む燃料が不完全燃焼する際に発生し、主な発生源は自動車である。

一酸化炭素が体内に吸収されると血液中のヘモクロビンと結合して酸素の補給を妨げ貧血を起こしたり、中枢神経を麻痺させたりする。

[光化学オキシダント（Ox）]

大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて光化学反応（光のエネルギーによっておこる化学反応）を起こして発生する二次汚染物質で、オゾン（O₃）を主成分とするアルデヒド（R-CHO）、PAN（パーオキシアセチルナイトレート：R-CO₃NO₂）などの強酸化物質の総称である。

オキシダントは、刺激性の混合ガスで目や喉に刺激を与え、植物を枯らしたりする作用があり、光化学スモッグの原因物質と見られており、環境基準は「1時間値が0.06PPM以下であること」と定められている。

このオキシダントが原因で起こるいわゆる光化学スモッグは、日ざしの強い夏季に多く発生し、目をチカチカさせたり、胸苦しくさせたりすることがある。

[PAN (パーオキシアセチルナイトレート: $R-CO_3NO_2$)]

光化学オキシダントを形成する成分の一つで、光化学オキシダント中に占める割合は2～10%とされている。

物理化学的な性状はあまり明白になっていないが、人間の目や喉に刺激を与え、植物にも有害である。

[炭化水素 (HC)]

炭素と水素とから出来ているものを炭化水素と言い、メタン、エタン、プロパン、アセチレン、ベンゼン、トルエン等があり、有機溶剤や塗料、プラスチック製品等の原料として使用され、主として塗料、印刷工場、化学工場などのほかガソリンスタンド等貯蔵庫タンクからも発生するほか、自動車等の排気ガスにも含まれている。窒素酸化物とともに光化学オキシダントの原因物質の一つである。

[PPMC]

メタン以外の炭化水素の濃度をメタンの濃度に換算して100万分の1で表した単位。

[有効煙突高]

排出口から排出された煙は、排出口を出るときにある速度と温度を持っている。したがって排出ガスの運動による上昇分と周囲の大気との温度差による浮力上昇分があり、この分を実煙突高に加えたところから拡散することになるので、この補正した煙突高を有効煙突高と言う。

[K値規制]

施設ごとに煙突の高さに応じた硫黄酸化物許容排出量を求める際に使用する大気汚染防止法で定められた定数である。K値は地域ごとに定められており、施設が集合して設置されている地域ほど規制が厳しく、その値も小さい。

[総量規制]

環境基準を達成するための容量以内で、その地域にある工場等の排出源に排出量等を割り当て、工場等を単位として規制すること。現在、大気汚染防止法（硫黄酸化物と窒素酸化物）水質汚濁防止法（COD）に基づく総量規制がある。

[重量濃度規制方式]

温度が0℃で圧力が1気圧の状態に換算した乾き排ガス（水分を含まないガス）1m³の中に含まれる重量により規制する方式、ばいじんはg/Nm³有害物質（窒素酸化物を除く）はmg/Nm³Dで表す。

[標準酸素濃度補正方式]

「濃度補正」方式の欠陥は、汚染物質を希釈して排出基準を遵守出来ることである。

これを防止するため、排ガス中の残存酸素濃度と法律で定められた基準酸素濃度とによって汚染物質の濃度を補正する規制方式を言う。

現在、ばいじん、窒素酸化物及び廃棄物焼却炉からの塩化水素についてはこの方式による濃度規制方式が行われている。

[上乘せ基準]

大気汚染防止法第4条第1項及び水質汚濁防止法第3条第3項に基づき、都道府県が国の定める一律の排出（水）基準にかえて適用するもので、政令で定める排出（水）基準より厳しい基準を言う。

[大気拡散]

気体の内部に部分的に濃度（密度）差があると、均一化の方向に向かう性質があるが、このような物質移動を拡散と言う。

煙突から排出された煙や排ガスは、風によって運ばれながら、周辺の大気と混合し、拡散、希釈される。この拡散、希釈に作用する因子としては、「風速」と「乱れ」がある。

地表最大濃度は、風速及び有効煙突高の自乗に反比例し、排出量に正比例する。

[大気安定度]

大気の成層の状態を表す指標で、上層の気温が低く、下層の気温が高いときは上層気流が起こりやすいので、このような状態を不安定、そうでない場合は安定と言う。

大気が不安定なときは煙の幅は大きくなり、大気が安定なときは、煙拡がり幅は小さくなる。したがって、煙源から排出された煙は、不安定なときは煙源近くに、安定なときはそれより遠くに最大着地濃度が出現する。

[ダイオキシン類]

炭素と水素と酸素及び塩素からなる化学物質であり、塩素の結合の仕方で210種類の異性体がある。

ダイオキシン類の中で、2、3、7、8-TCDDが最も毒性が強い。

都市ごみ焼却においては、炭化水素と塩化物の結合により生成されるものであり、完全燃焼により発生を抑制できる。

[TEQ（毒性等量）]

ダイオキシン類の異性体の毒性を2、3、7、8-TCDDの毒性を1として、各異性体の毒性を毒性等価係数（TEF）により換算した量。各異性体に濃度とTEFの積を求め、これを総和したものをダイオキシン類濃度のTEQ換算値と言う。

印西クリーンセンター環境委員会細則

(趣旨)

第1条 印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書（以下「協定」という。）第2条の規定に基づき、印西クリーンセンター環境委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 委員会は、印西クリーンセンター（以下「工場」という。）の操業運営に住民の意向を反映させるとともに公害の発生を防止し、地域住民の健康の保護と生活環境の保全のための操業に関する協定の適正な運用を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 印西地区環境整備事業組合（以下「組合」という。）及び組合を組織する団体の職員（以下「甲」という。）。
- (2) 協定を締結した自治会等から届出のあった者（以下「乙」という。）。
ただし、委員会への出席者は30名以内とする。
- 2 甲・乙は、毎年度初めに委員の名簿を事務局に提出しなければならない。
- 3 甲・乙は、委員に変更のあった場合は、その旨を速やかに事務局に通知しなければならない。
- 4 委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げないものとする。
- 5 甲・乙の代表として代表者会議（甲・乙それぞれ5名以内）を設置し、委員会の運営に関し協議するものとする。

(協議事項)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 工場の操業状況の定期的報告に関する事。
- (2) 工場設備の改善、改修及び変更（増設及び建替）に関する事。
- (3) 工場の操業の全部又は一部の停止及び再稼動に関する事。
- (4) 工場の事故の際の調査報告及び改善策に関する事。
- (5) 搬入ごみの組成及び量の調査報告に関する事。
- (6) 公害防止協定値及び環境基準（値）項目の測定方法、場所、回数等に関する事。
- (7) 前号の測定結果に関する事。
- (8) 被害補償の協議に関する事。
- (9) 協定の確認事項に関する事。
- (10) 協定第15条に基づく改定及び疑義解釈に関する事。
- (11) 委員会の運営及び報告に関する事。
- (12) その他必要と思われる事項。

(委員会の開催)

第5条 委員会(定例会)は、甲・乙協議して決定する。ただし、甲又は乙から開催の申出がなされたときは、臨時に委員会を開催することができる。

2 委員会の開催日時、場所及び議題については、その都度、代表者会議において協議のうえ定めるものとする。

(議長)

第6条 委員会の会議に議長を置き、議長は議事の進行及び整理を行うものとする。

2 議長は、会議の開催毎に甲・乙の順で交互に行うものとする。

(議事)

第7条 委員会の会議は、甲・乙それぞれ半数以上の委員の出席がなければ開くことができない。ただし、相手方の合意があればこの限りでない。

2 議事は、合議制を原則とする。

(協議結果の尊重)

第8条 委員会は会議において協議が整った事項について、住民に報告するとともに甲・乙双方はその結果を尊重して、それぞれ誠実に処理しなければならない。

(関係者の出席等)

第9条 委員会において必要があると認めるときは、有識者及び関係者を出席させ、参考意見もしくは説明を求めることができる。

2 前記関係者の出席にあたっては、あらかじめ関係資料を当日の委員会に提出できるよう、努力するものとする。

3 委員会には議事録を作成するため、書記を同席させることができる。

(傍聴)

第10条 委員会の会議は、特別の理由がない限り傍聴することができる。

2 傍聴人の人数は会議場所に応じて、委員会で協議のうえ定める。ただし、報道機関の者は、この数に含めないものとする。

3 傍聴人は、静粛に議事を傍聴しなければならない。

4 議長は、傍聴人が議長の指示に従わない時は、退場させることができる。

5 傍聴人の発言は、原則として認めない。

6 傍聴人及び報道機関の者が、写真撮影又は録音しようとするときは、あらかじめ議長の許可を受けなければならない。

7 傍聴の申し込みは、事務局に行うものとする。

(議事録)

第11条 委員会の議事については、議事録を作成し、議長及び議長が指名する甲・乙それぞれ1名が署名押印するものとする。

2 議事録は会議の終了後、速やかに各委員まで届けるものとする。

3 議事録の作成の為、録音機器等を使用することができる。

(経費の負担)

第12条 委員会の運営に要する経費は、甲の負担とする。

(事務局)

第 13 条 委員会の事務局は印西地区環境整備事業組合に置き、庶務を担当する。

(細則の改定)

第 14 条 委員会は必要に応じて細則の見直しを行い、協議のうえ改定することができる。

(補則)

第 15 条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

(施行期日)

第 16 条 この細則は、協議の整った日から施行する。

附 則

平成 2 年 3 月 23 日 一部改正

平成 3 年 4 月 19 日 一部改正

平成 4 年 9 月 4 日 一部改正

平成 7 年 12 月 1 日 一部改正

平成 9 年 3 月 7 日 一部改正

平成 11 年 6 月 3 日 一部改正

平成 14 年 9 月 6 日 一部改正

平成 17 年 6 月 28 日 一部改正

平成 21 年 11 月 17 日 一部改正

平成 22 年 8 月 6 日 一部改正

平成 22 年 10 月 12 日 一部改正